

# 野焼きは原則禁止されています!

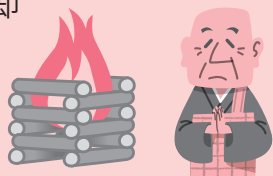


ごみを野外で焼却すること(いわゆる『野焼き』)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」によって禁止されています。また、一定の基準を満たしていない焼却炉についても使用が禁止されています。地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶による焼却などは「野焼き」と同じです。

ごみの野焼き禁止に違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科、さらには法人等に対して3億円以下の罰金といった厳しい罰則が設けられています。

## 【野焼きが例外的に認められているもの】

風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却



農業、林業などを営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却



一般家庭で日常生活を営むために行われる落ち葉や木くずなどの軽微な焼却



近所から苦情が発生した場合は、野焼き禁止の例外には当たりません。



野焼きをすると、煙、臭い、灰で近所の迷惑になったり、火災を引き起こす原因になります。また、有害物質が発生し、環境汚染の原因となります。



火災の危険性を感じたら  
**119**番にも  
連絡してください!

ごみは、野焼きせず、町の分別収集を確認し、適正に処理してください。

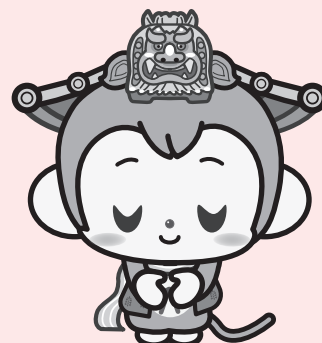


私たちが回収します。



### 畑や庭から出た草木の処分について

剪定枝、木の葉及び除草した刈草等については、可燃ごみとして収集していますので、野外焼却することなく、可燃ごみ袋に入れて、可燃ごみ収集所へ出してください。



問い合わせ先：水道環境課 ☎66-2407